

業庫第60号(例)

2022年10月20日

国庫金当座振込事務取扱金融機関本部

国庫金当座振込事務取扱店 御中

日本銀行業務局

「国庫金当座振込事務取扱要領」の一部改正に関する件

日本銀行業務オンラインによる授受の対象書面を拡大すること（「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件（2022年10月18日付日銀業第439号））に伴い、標題規程（昭和56年12月28日付国丙第93号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、日本銀行業務オンラインにより振込明細の交付を受ける場合には、次の点にご留意ください。

- ✓ 日本銀行では、毎営業日の午後2時までに、国庫送金依頼書および国庫金振込明細票等を掲載しますので、午後2時以降、速やかにこれらの書面の有無を確認してください。なお、国庫金振込明細票等には個人情報が含まれるため、日本銀行から事前に通知を受けるパスワード（国家公務員給与振込事務に関して使用するものと同じです。）が設定されています。
- ✓ 次に掲げる書面については、現行は2通交付していますが、1通のみ交付する扱いに変更となります。
  - ・ 国庫金振込明細票
  - ・ 国庫金振込明細表
  - ・ 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

03-3279-1111（代表）

荒川（内線：3328）、猪俣（3334）

## 「国庫金当座振込事務取扱要領」中一部改正

○ 1. の注意事項（右ページ）①を横線のとおり改める。

① 日本銀行の本支店は、取引先の官庁から国庫金の振込にかかる明細を記録したフロッピーディスク等の電磁的記録媒体の交付を受けた場合には、国庫金振込明細票等の国庫金の振込に関する書類および当該電磁的記録媒体を、一括依頼先金融機関（日本銀行の本支店が国庫金の振込を依頼する場合に、自店と当座勘定取引のある金融機関に対して、その金融機関の店舗を振込先とする明細に加え、他の金融機関の店舗を振込先とする明細を併せて依頼するときの当該自店と当座勘定取引のある金融機関をいう。以下同じ。）に交付し、振込の依頼を行う<sup>(注1)</sup>。このため、一括依頼先金融機関以外の金融機関には、当該一括依頼先金融機関から内国為替取扱規則にしたがって振込の依頼がなされる<sup>(注2)</sup>。

(注1) この場合、日本銀行の本支店から交付を受ける国庫金振込明細票等の国庫金の振込に関する書類については、日本銀行業務オンラインを使用せず、電磁的記録媒体とともに交付される。

(注2) 略（不変）

○ 2. の注意事項（右ページ）②を次のとおり改める（全面改正）。

② 国庫金振込明細票等とは、次表の書類をいう（以下同じ）。

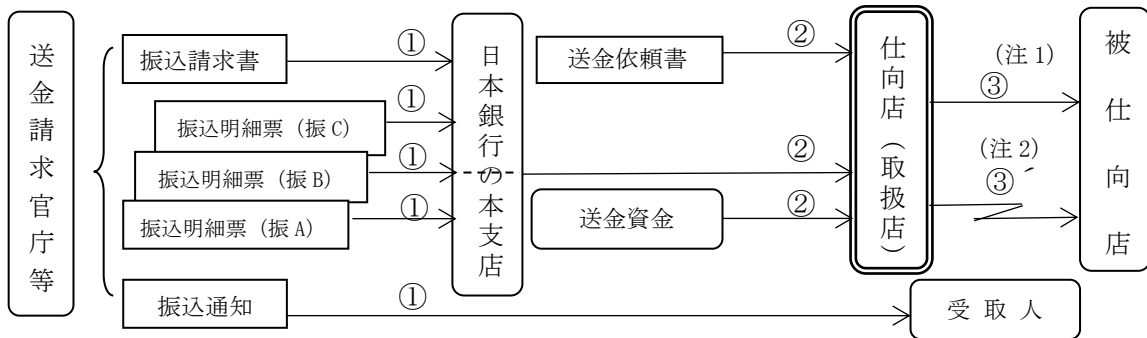
国庫金振込明細票等の名称	参考書式番号	枚数
	国庫金振込明細票（注2）	第 2 号
国庫金振込明細表（注2）	第 2 号の 2	連記式（注1） 1 〃
道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票	第 3 号	1 件につき 1 〃
国庫金振込明細票（国税還付金）（注2）	第 5 号	1 件につき 1 〃

(注1) 振込明細の記入1行を1件とする。

(注2) 下部余白に、振込不能報告時に送金資金の返れいを要する旨の注意事項が記載されているものについては、「全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領」により取扱う。

○ 3. の注意事項（右ページ）①および②を次のとおり改める（全面改正）。

①（参考） 当座振込関係書類等の流れ



(注1) 被仕向店に国庫金振込明細票等を送付するか、自行の行内オンラインシステム等により振込案内をすることになる。

(注2) ○は被仕向店が他行店舗の場合。

② 【国庫金振込明細票の記載例】

国庫金振込明細票			
令和 7年 2月 3日			
振込先金融機関名	〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行</span> 金庫△△ 店		
預貯金種別	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">普通</span> ・当座・通知・別段		
預貯金口座番号	1 2 5 6 7		
番号	7 8 1	備考	
金額		¥ 2 4 0 0 0 0	
(注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと			
取扱庁名	〇〇労働局		
資金の種類別区分	令和6年度 厚生労働省所管 一般会計歳出		
(受取人氏名)			
川 口 ススム (注)			
(金融機関別合計)			件
			円

(注) 受取人氏名欄に住所が記載される場合があるが、そのまま取扱ってよい。以下本明細票の記載例について同様。

○ 4. (1) ロ. を横線のとおり改める。

**ロ. 国庫金振込不能報告書の作成等**

○ 略（不変）

○ 国庫金振込不能報告書を日本銀行の本支店に電子メールまたはファクシミリにより送付提出①する。

以下略（不変）

○ 4. (1) ロ. の注意事項 (当 11 ページ) ①を横線のとおり改める。

① 1. (注意) 国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。

~~やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。~~

~~国庫金振込不能報告書は、この要領上、電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない。~~

以下略 (不変)

○ 参考書式第 2 号 (2) を削り、参考書式第 2 号 (1) を参考書式第 2 号とし、参考書式第 2 号中「用紙寸法 縦 11cm、横 21cm」を削る。

○ 参考書式第 2 号の 2 中「用紙寸法 A 4」を削る。

○ 参考書式第 3 号 (2) を削り、参考書式第 3 号 (1) を参考書式第 3 号とし、参考書式第 3 号中「用紙寸法 縦 11cm、横 21cm」を削る。

○ 参考書式第 5 号中「用紙寸法 縦 9cm、横 21cm」を削る。